

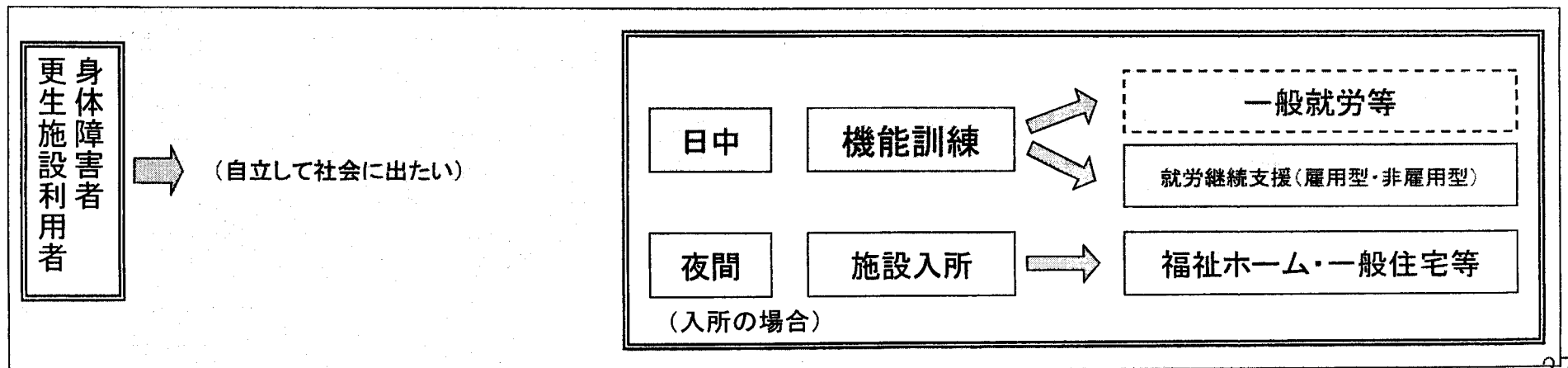
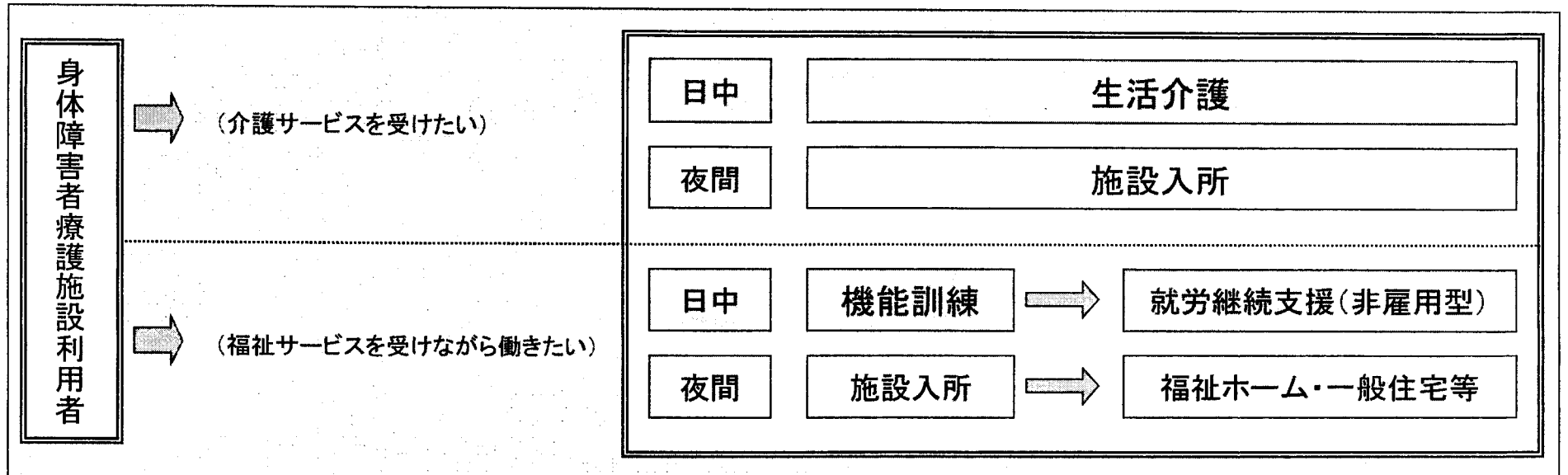
## 2. 新しい事業体系への移行イメージ

# 新事業への移行(主な例)

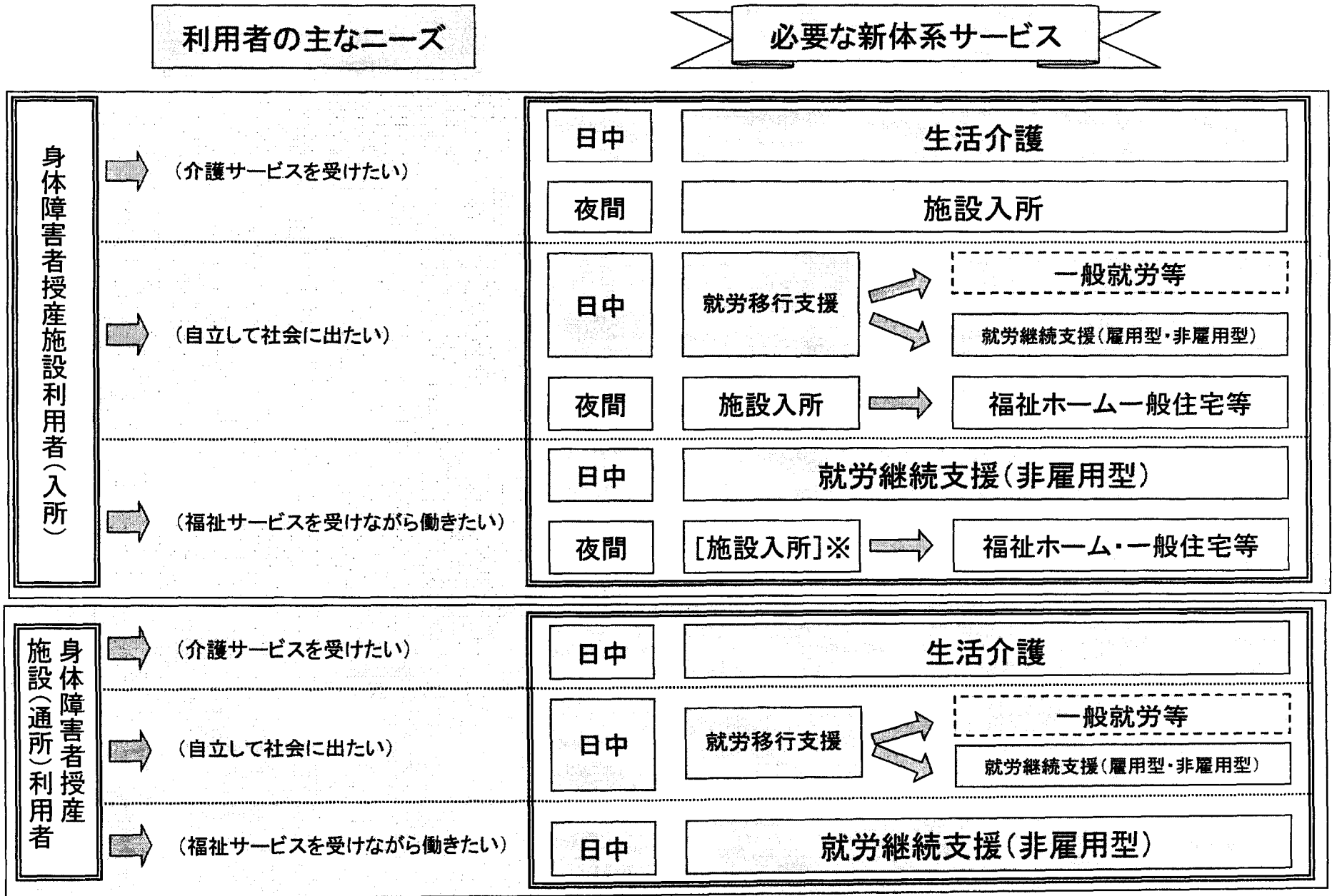
## <身体障害>

利用者の主なニーズ

必要な新体系サービス



# <身体障害>

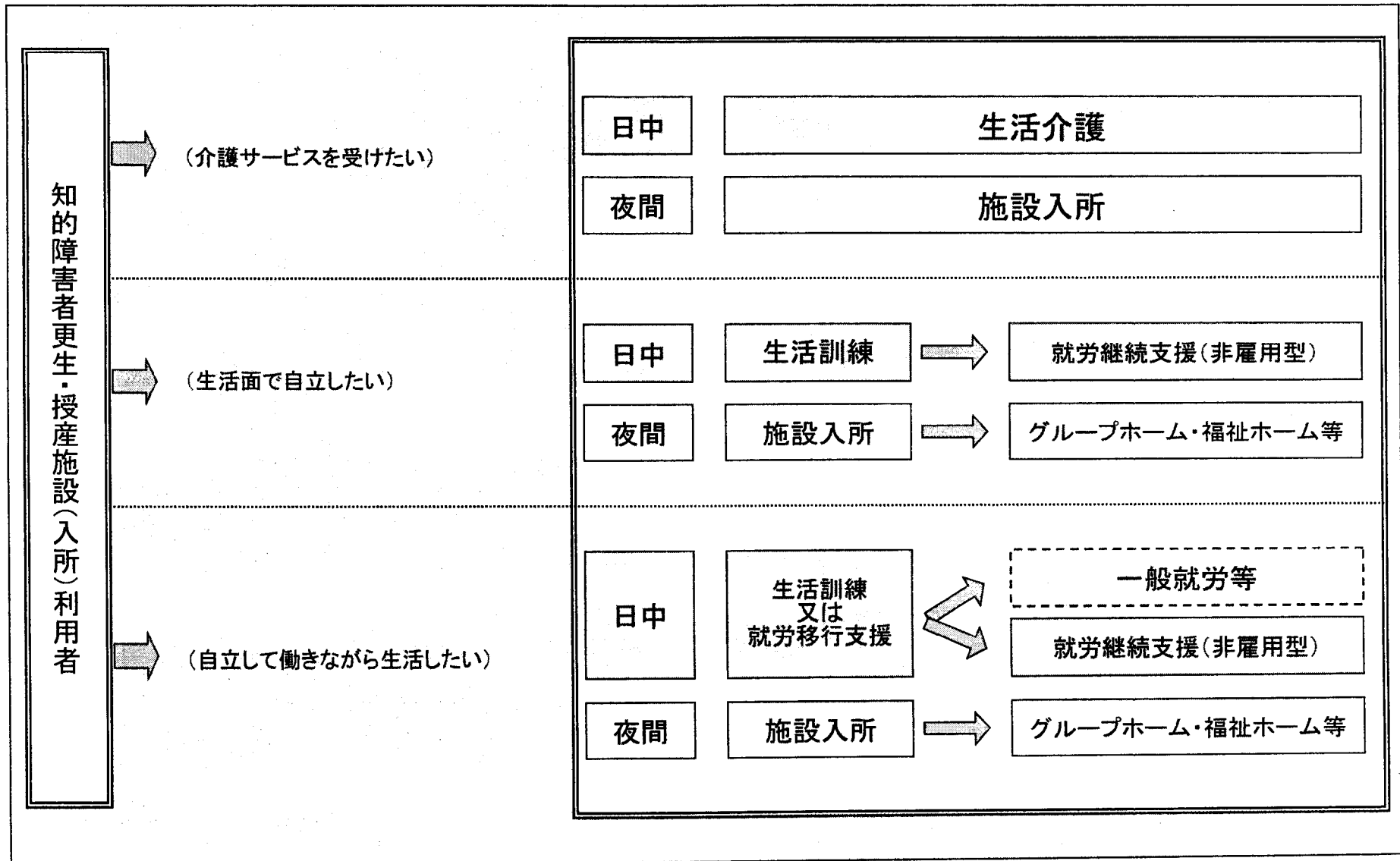


※既入所者についてのみ経過的に施設入所あり

# <知的障害>

利用者の主なニーズ

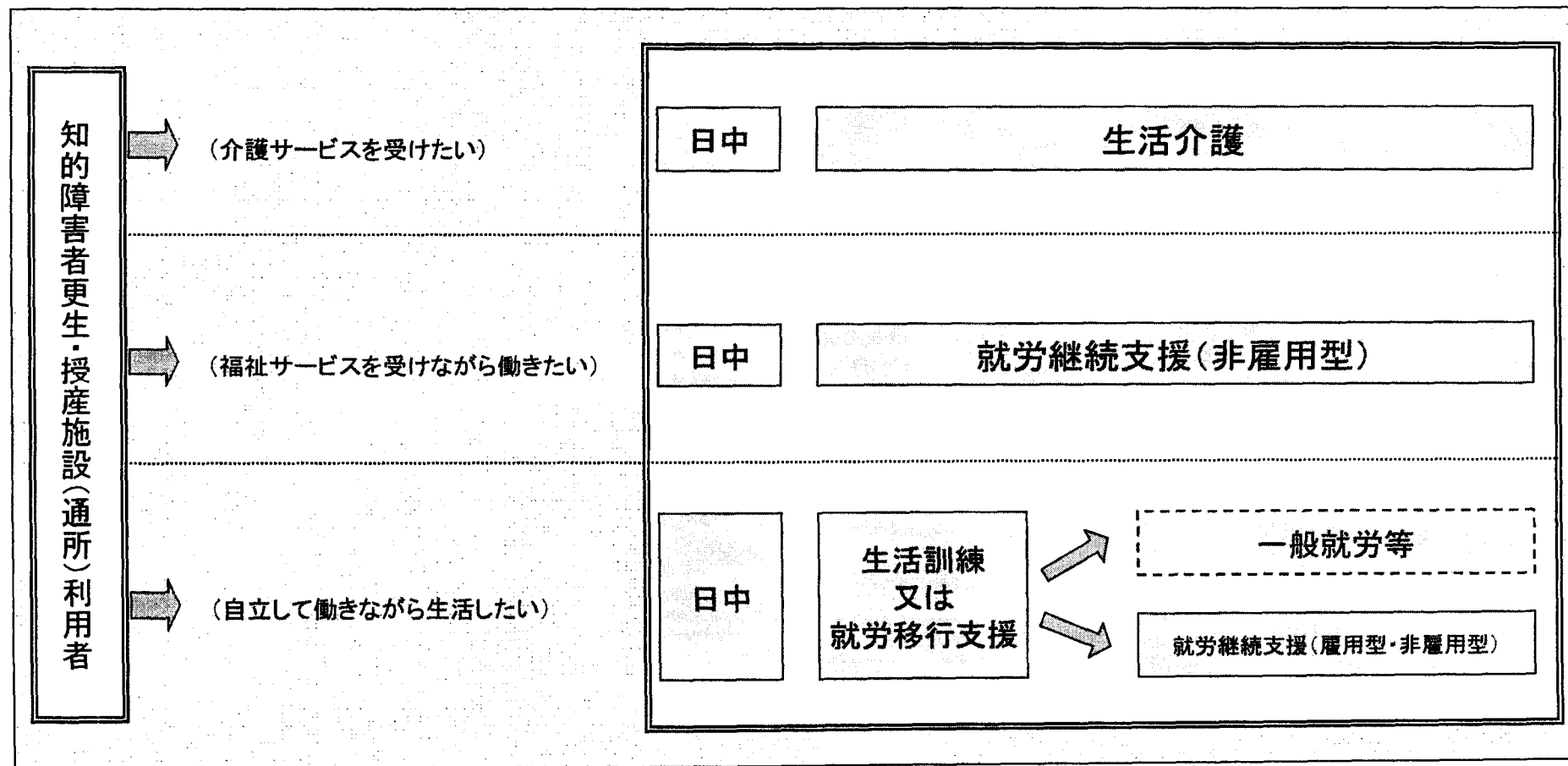
必要な新体系サービス



# <知的障害>

利用者の主なニーズ

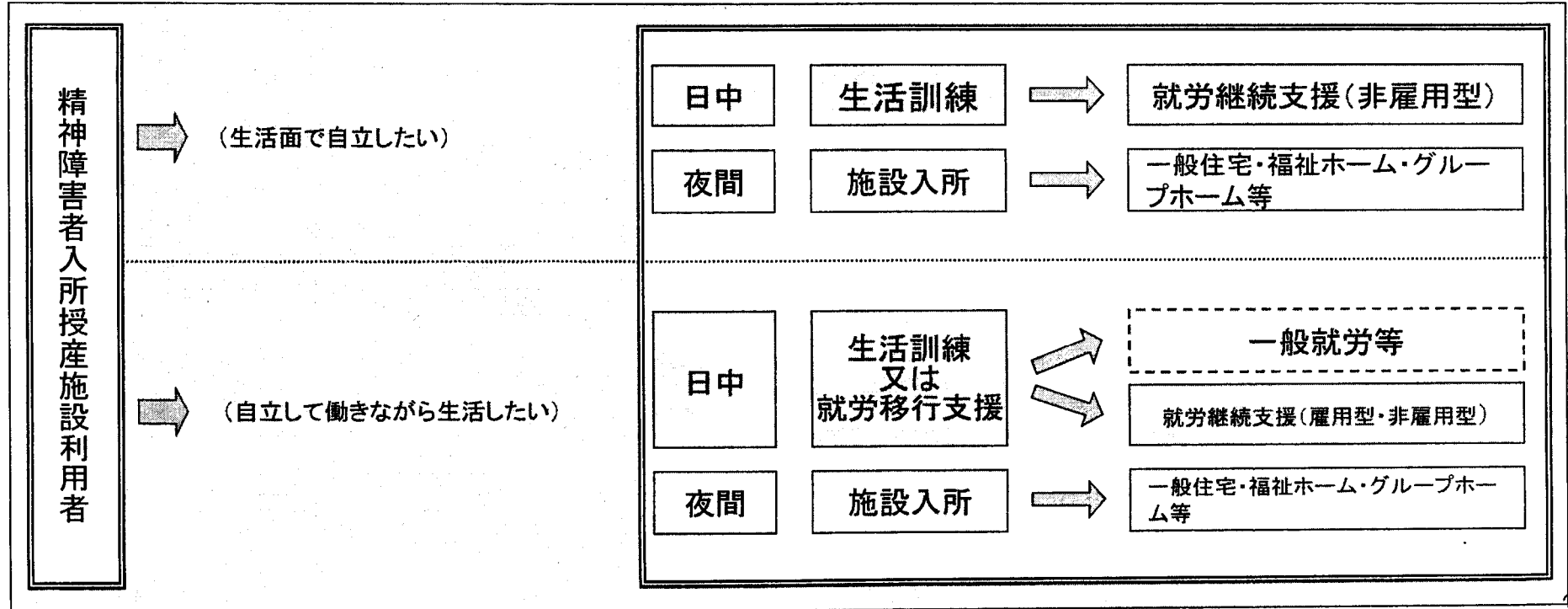
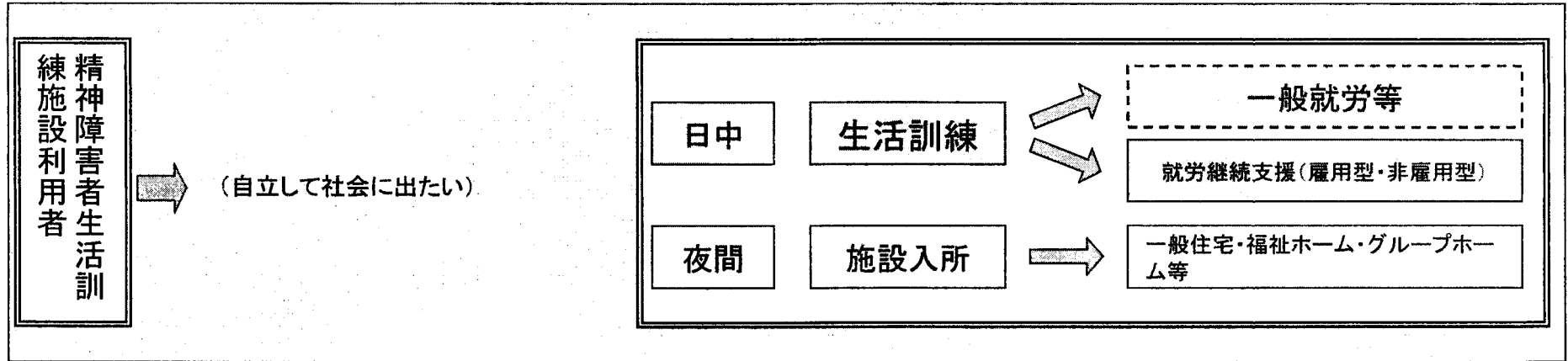
必要な新体系サービス



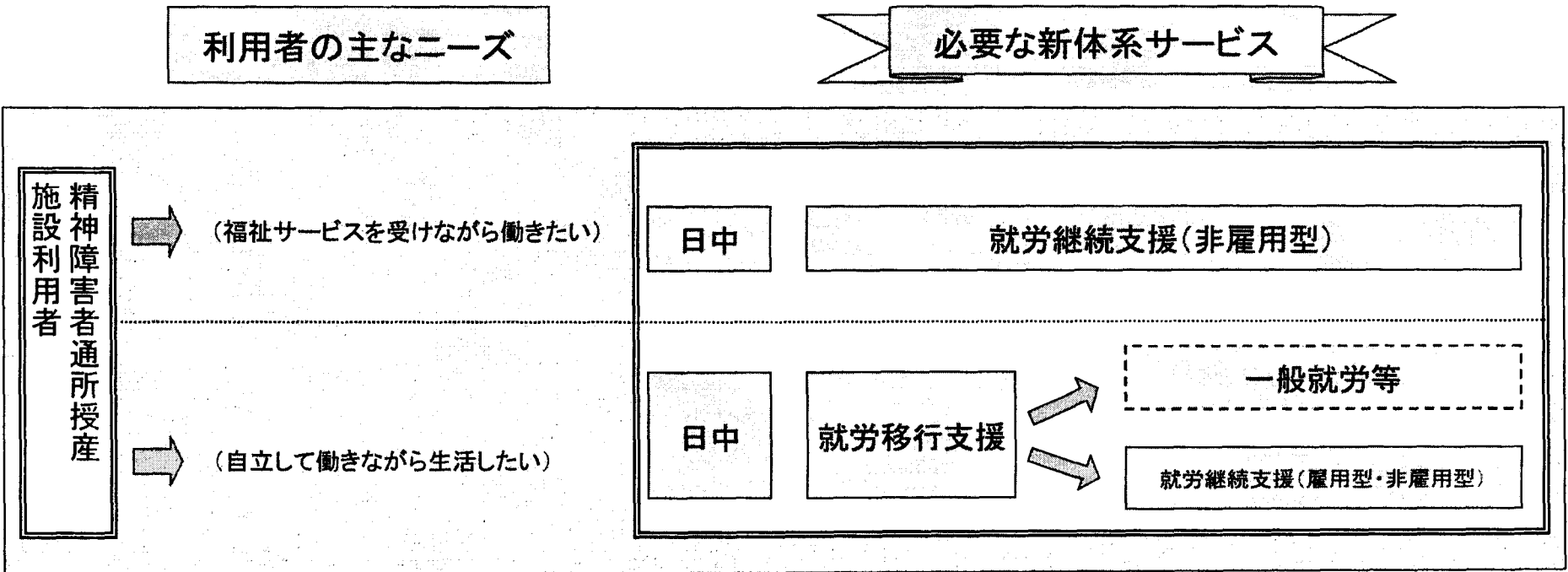
# <精神障害>

## 利用者の主なニーズ

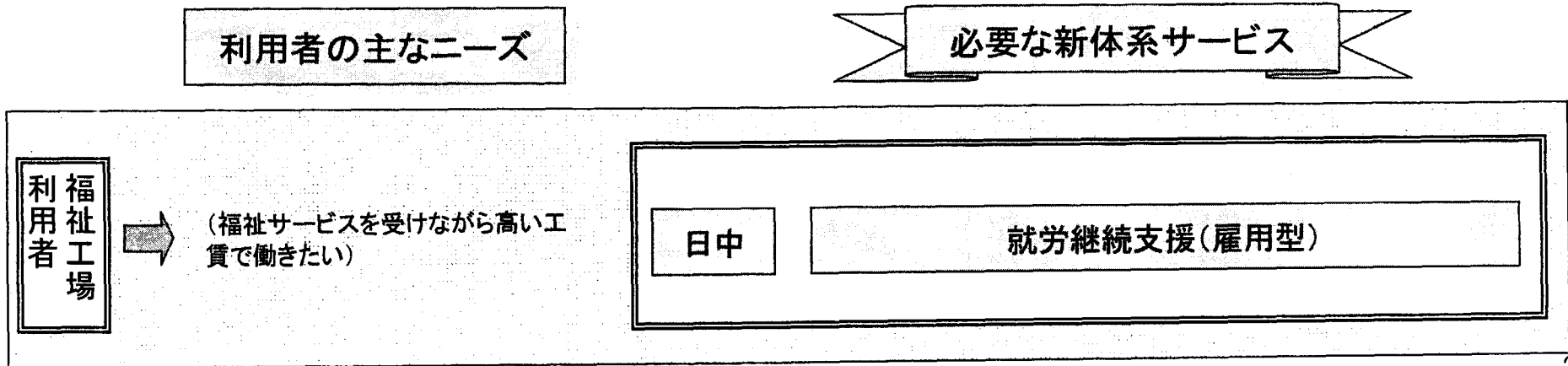
## 必要な新体系サービス



# <精神障害>



# <三障害共通>...福祉工場



### 3. 新しい報酬体系の考え方



# 報酬体系の考え方

## 【基本方針】

良質なサービスが、より低廉なコストで、できる限り多くの人に提供されるよう、現行の複雑な施設・事業体系を見直し、利用者の状態像やサービス機能に即した報酬体系とする。

### (1) 日中活動と居住を区分した評価

- 入所施設や病院の中で完結する入所・入院者の生活のあり方を見直し、その状況やニーズに応じた適切な日中活動に係る支援を受け、地域社会と自然に交わりながら生活できるようにするため、日中活動と居住に係るサービスを区分して評価する。
- その際、入所施設やグループホーム・ケアホームといった居住サービスを利用する者については、外部の日中活動事業者との利用調整等の支援を、居住サービスを提供する事業者が行う。

## (2) 利用者の状態像やサービス機能に即した評価

- これまで、施設の中に多様なニーズを有する利用者が混在し、必ずしも個々の状態に応じた適切なサービスが提供されていないことなどにより、結果として、就労や地域生活への移行が進んでいない状況にあることから、事業ごとに利用者像や機能を明確化し、これに応じた体制を確保する。
  - ① 事業ごとに、利用者像や標準的サービス内容に見合った人員配置とする。生活介護や療養介護については、事業者ごとに、利用者の平均障害程度に応じた人員配置基準を設定するとともに、より手厚い人員配置を事業者がとる場合には、報酬上評価する。
  - ② 事業者ごとに、個別支援計画の作成、サービス内容の評価等を行うサービス管理責任者を配置し、サービス提供に係る責任を明確化する。

## (3) 目標の達成度に応じた評価

- 就労移行支援事業における一般就労への移行実績や、就労継続支援事業(非雇用型)における工賃水準など、客観的な指標により評価し得る事業運営上の成果について、報酬面に反映することを検討する。

#### (4) 利用実態に応じた支払方式への転換

- サービス量に応じた利用者負担の導入等を踏まえ、日々の利用状況にかかわらず、毎日利用することを前提とした定額の月額報酬が支払われる「月払方式」から、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる「利用実績払い(日額払い方式)」に転換する。
- 日額払いによる報酬額の設定に当たっては、利用者が、心身の状況等により一時的にサービスを利用できなくなるケースも想定されることから、一定の利用率を見込んで報酬を設定すること、定員と実利用人員の関係の取扱いを柔軟化すること、入院や外泊期間中の取扱いについて報酬上配慮することなどの措置を講ずる。



#### (5) サービスの評価のあり方の見直し

- 事業ごとに、直接的なサービス提供に係る人件費を中心として評価することとし、事務費、減価償却費等の事業運営に係る間接的経費については、極力効率化を図る。
- 報酬単価については、利用者負担額の算定や地域差の反映を容易にするといった観点から、従来の円単位を改め、単位制を導入する。

## 4. 現行支援費額算定基準等の見直し

# 1. 支援費額算定基準(施設)の見直しについて

## ＜見直しの主なポイント＞(18年4月実施)

- 利用実績払い(日額払い)の導入に伴う改正
  - 入院・外泊に係る支援費額算定基準の変更  
(現行)所定額の100分の80に相当する額を算定する。  
  
(改正後)月のうち、一定期間内で、費用を支払う  
(1月に〇日を限度とし、所定単位数に代えて1日当たり〇〇単位を算定する。)
  - 規制の見直し(定員に対する利用者の取扱いや職員配置の規制緩和)
- 各種加算関係の見直し等
  - 各種加算の利用実績払い(日額払い)
  - 栄養士関係加算の検討
  - 条件を付していない加算への条件の付与  
(重度重複障害者加算、遷延性意識障害者加算、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算)
  - 通所施設の低所得利用者への食事提供加算
- 算定時の端数処理の変更  
(現行)施設=100円未満、居宅=10円未満切捨て  
  
(改正後)施設・居宅とも1円未満切捨て
- 単位制の導入
- 次については、原則として現行どおり。
  - ・ 施設種別、障害程度区分別(3区分)、施設規模別(4段階)、地域区分(5段階、サービス種別ごと)、公立施設の減算規定

## 2. 支援費額算定基準(居宅)の見直しについて

### ＜見直しの主なポイント＞(18年4月実施)

- 障害者自立支援法施行に伴う所要の改正
  - ・ 居宅介護、障害者デイサービスについては、平成18年10月から新たな給付体系になることから、その時点で、全体の単価見直しを含めて検討。平成18年4月においては現行単価水準の見直しは原則的に行わない。  
児童デイサービスについては、平成18年10月に、事業体系のあり方も含め、見直しを行う。
  - ・ 短期入所については、施設の単価並びで平成18年4月に単価の見直しを行うが、現行の枠組みを平成18年9月末まで維持。
- デイサービス・短期入所利用者のうち、低所得者への食事提供加算
- グループホームの利用実績払い(日額払い)

### 3. 障害児施設の見直しについて

＜見直しの主なポイント＞(18年10月実施)

#### 障害者施設の見直しに準じた改正

- 利用実績払い(日額払い)の導入
  - 入院・外泊に係る算定基準の変更
  - 利用定員の緩和等
  - ※ 激変緩和措置の検討
- 各種加算関係の見直し等
  - 教育費等各種加算の見直し
  - 各種加算の利用実績払い(日額払い)
  - 栄養士関係加算の検討(重心等医療型を除く)
- 地域区分の見直し
- 公立施設の減算規定
- 単位制の導入

## 4. 精神障害者居宅サービスの見直しについて

### <見直しの主なポイント> (18年4月実施)

- ① ホームヘルプについては、平成18年10月から新たな給付体系になることから、その時点で全体の単価見直しを含めて検討。平成18年4月においては現行単価水準の見直しは行わない。
- ② ショートステイについては、新法の施行に伴い次のような改正を行うこととし、平成18年4月に単価の見直しを行う。
  - 【主な改正点】
  - ・ 利用要件の緩和(単身者等の本人理由による利用を認める)
  - ・ 利用理由(社会的理由【冠婚葬祭、病気など】・私的理由)別単価の廃止
- ③ グループホームについては、利用実績払い(日額払い)に移行するための見直しを行う。



## 5. 今後の進め方

# 今後の検討の進め方

- 障害福祉サービスの全体の給付費に係る改定率
- 各サービスの利用者像、標準的サービス内容等の考え方
- サービス分野別(ホームヘルプ、グループホーム、施設等)の予算(シェア)
- 円滑な施行のための事務費、基盤整備等予算

→ 18年度予算案編成

- 障害福祉計画の基本指針
- 運営基準、報酬単価等

→ 18年春